

派遣社会教育主事と生涯学習活動

—S県における町村派遣社会教育主事の意識調査から—

堀 井 啓 幸

(帝京女子短期大学)

はじめに

派遣社会教育主事は、その国庫補助制度成立から数えても約20年の歴史がある。にもかかわらず、先行研究も少なく¹⁾、その実態もよく知られていない。

今日、生涯学習体系への移行のために学社連携の重要性が問われている。しかし、学校の教職員は、担任する児童生徒の保護者との限定的なかかわりを除いて、そのキャリアのなかで社会教育や家庭教育に積極的に携わる機会は少なく、あっても退職後の場合であり、その時になって子どもを育てていく上での学社連携の必要性を痛感するという状況である。また、この問題と関連して、体育施設の開放を除いた学校開放も思うように進んでいない。

ここでは、国庫補助制度が実施される以前から40才前後の教員を派遣社会教育主事として多く採用してきたS県における派遣社会教育主事の意識調査の結果を踏まえながら、今日における派遣社会教育主事の実態とその学社連携に果たす役割の可能性、さらにいえば生涯学習推進事業とのかかわりの実態と派遣社会教育主事の果たすべき役割について検討したい。²⁾

I 社会教育主事と派遣社会教育主事

周知のように、社会教育主事は社会教育行政職員の中心的存在として、その専門職的役割の発揮が期待されている。社会教育法第9条の3では、社会教育主事の役割を「社会教育を行う者に専門的な助言と指導を与える」と規定している。

しかし、社会教育主事は、指導主事とともに戦後の専門的指導行政の軸であったにもかかわらず、その専門職性の基盤の弱さが指摘されてきた。それは、「専

専門的な助言と指導」の対象となる「社会教育を行う者」の多様性と多様な学習者のニーズにあわせた「専門的な助言と指導」の在り方の難しさ、さらにそれに連動した専門職的力量形成の難しさに起因するといっていよう。また、地方公共団体の脆弱な財政基盤の下で、都道府県及び人口1万人以上の市町村には社会教育主事の設置義務が課せられているにもかかわらず、設置が猶予されている人口1万人未満の町村の場合と同様に設置率は100%になっていない。社会教育主事が設置されている当該地方公共団体でも、社会教育主事が複数存在することは多くはなく、社会教育課員そのものも少ないという現状である。

このような状況の下で、文部省を頂点とした教育における専門的指導行政が二極分化し、特に社会教育においては、その主な対象を成人教育とし、青少年に関してはその多くを学校教育に任せ、勤労青少年のみをその事業の対象としてきたのは当然のことであった。

1971（昭和46）年4月30日に、社会教育審議会から「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のありかた」についての答申が出され、社会教育主事をめぐる以上のような問題状況を改善・充実する方策の一つとして派遣社会教育主事方式が推奨された。さらに、1974（昭和49）年6月24日の同審議会答申「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」では、「社会教育の高度化、専門化、広域化などその質的变化にも対応し、市町村における社会教育行政の専門化、高度化の要請にこたえて都道府県が社会教育に識見と熱意を有する専門的職員としてふさわしい人材を確保し、市町村の求めに応じて派遣し得るようにすること。このため、国はこれを実施するのに必要な財政的援助の措置を講ずること」を提言した。

すなわち、派遣社会教育主事は、現実には学校教員を社会教育主事にすることによって、免許制度や研修制度によって形成される学校職員の専門的力量を前提に、社会教育主事の確保だけでなく、社会教育主事の専門的力量の底上げを図ることに一つの目的があったといえよう。

これらの答申にこたえる形で実施されたのが、1974（昭和49）年度からの派遣社会教育主事給与国庫補助制度であった。この国庫補助制度は、都道府県から市町村への派遣社会教育主事の給与は、国が予算の範囲内で1/2以内の定額を補助するというものであったが、市町村社会教育行政の自律性の原則から当初から疑問視する意見もあった。³

国庫補助制度実施に先立って、当時の奥野文相が「社会教育主事については市町村住民の要請や地域にふさわしい学習計画に通じた市町村固有の社会教育主事と専門性に対処した中核となる社会教育主事とがともに大切であると指摘」（文

部省社会教育局「派遣社会教育主事給与国庫補助について」1973年9月10日）しているが、後者の役割を担うものとして派遣社会教育主事構想があったといつてよい。これは、社会教育主事の専門職性を2段階に区分する考え方であり、学校教育と家庭、地域（社会）教育を統合しようとする生涯学習的視点や学社連携の重要性が今日ほど現実味を帯びて問われていない段階ではわかりにくい論拠であったといえよう。

しかし、学校週5日制が実施され、休業日における児童生徒の学校外活動の在り方について具体的な形で学社連携の必要性が問われる今日、学校教育活動に精通する派遣社会教育主事の役割の重要性も同時に再認識されつつある。その派遣社会教育主事の実態については、当該地方公共団体によって、派遣の形態、養成の在り方など相違点もみられるので、以下第Ⅱ章、第Ⅲ章ではS県の事例に沿って、その実態を分析し、生涯学習推進事業に果たす役割の可能性を検討していく。

ここで、S県の派遣社会教育主事を調査対象としたのは、前述したように、S県の派遣社会教育主事制度には国庫補助制度実施以前からの歴史があり、明確な法規定があるわけではないが、40才代の将来学校における管理職になりうる識見を有している教員を派遣社会教育主事として採用するという方針をもっていること（当然、こうした教員は、学校に復帰した時、派遣社会教育主事のキャリアがなんらかにその学校運営に影響を与えることが予想される）、また、S県は全国的に学校週5日制が試行される以前から学校週5日制における土曜日の活用のしかたが検討されており、学社連携の必要性が早くから唱えられていたことなどの理由による。

Ⅱ 派遣社会教育主事の実態

1 派遣社会教育主事制度と調査の概要

一地方公共団体から他の地方公共団体への派遣は、地方自治法252条の17によって規定されており（いわゆる地方自治法に基づく派遣）⁴、S県では、国庫補助制度が実施される以前（1970年度）から、教員を派遣社会教育主事として社会教育主事未設置町村に派遣していた。対象となる教員は、S県公立学校教員で社会教育主事となる資格を有し、かつ近い将来学校の管理職として適格であり、さらに地域の指導者としての適任者のなかから県教育委員会が選任する。また、任用・派遣の方法は、S県公立学校教員を退職する→県教育委員会事務局職員に任用する→市町村の社会教育主事に併任するというプロセスを経ることになっている。この場合、服務監督権は、当該町村教育委員会であり、任期は3年を原則と

している（以上、文部省社会教育局「派遣社会教育主事制度の実施状況」1970年7月による）。

筆者が、昨年（1992年）行ったS県社会教育課でのインタビュー調査でも、現在、原則として社会教育主事を設置している町村に派遣しているという点を除き、以上のような派遣の方法、形態は変わっていないとのことであった。このような派遣方式は、1982年に文部省の研究委嘱事業として行われた数県の派遣社会教育主事についての研究報告書をみる限り、全国的に比較的多くとられている方式のようである（ただし、公立学校教員の身分を保有させるか否かについては、退職させる場合と保有させる場合に大別される）。

全国的な問題として留意すべき点は、文部省の定める「社会教育事業交付金の運用について」によれば、派遣社会教育主事は社会教育主事未設置の市町村には派遣しないことを原則としているものの、人口1万人未満の町村においては派遣修了後、町村独自の社会教育主事を設置する等、社会教育指導体制の整備が図られる場合は派遣することができるとしている点である。社会教育主事が未設置の地域に派遣社会教育主事が派遣される場合や派遣社会教育主事が転出した後も社会教育主事が未設置になっている場合は、派遣社会教育主事のメリットとしての教員のキャリアを生かしにくいといえよう。

S県の派遣社会教育主事には、正確にいえば、一般派遣社会教育主事、社会体育指導者派遣社会教育主事、人材派遣社会教育主事の3形態があるが³、人材派遣社会教育主事はすべて町村の経費で行われるため、県費負担による一般派遣社会教育主事、社会体育指導者派遣社会教育主事とは給与体系等が異なっている。本調査では、給与体系等の違いが意識調査結果に影響を及ぼすことを憂慮して調査対象を前2者に絞った。筆者が意識調査の対象とした一般派遣社会教育主事と社会体育指導者派遣社会教育主事が国庫補助の対象になるのであり、ちなみに1990（平成2）年度では、全国で1600人がその対象となっている（文部省では、1982年度に1050人分の予算計上を行っており、それと比べ現在の補助対象者数は約1.5倍になっているが、ここ数年その数は横這い状況である）。

調査は、昨年の10月にアンケート調査を実施し、それに事例調査を付加する形で行った。アンケート調査で有効な回答が得られたのは、35名中27名であった（第1表）。

第1表 調査対象者の内訳（派遣の形態による）

	10	20人
一般派遣		19
社会体育指導者派遣	8	

（注）
 ちなみに現在担当している事業（第4表）との関連をみると、
 事実上、一般派遣社会教育主事と社会体育指導者派遣社会教育主事
 との職務内容の違いは明確でなく、重複していることがわかった。

紙数の関係で調査結果をすべて示すことはできないが、ここでは、学社連携や今後の生涯学習事業の推進にかわって注目した点を4つあげ、考察を試みた。

2. S県町村派遣社会教育主事の実態と意識

①派遣の形態

現在（調査時点）の辞令にもとづいた職名と派遣されるまでの学校での職位を示した表が、第2表、第3表である。多くの派遣社会教育主事が「社会教育主事」として発令されていることがわかるが、各町村の教育委員会組織のありようによって、課長から社会教育主事まで様々に派遣社会教育主事は位置づけられている。さらにいえば、現在の職位と派遣されるまでの学校での職位との関連性は明確ではなく、教頭が一社会教育主事として派遣される場合（2名中1名、他の1名は課長となっている）もあり、その自由記述欄には「上司がいてやりにくい」「こういう雑務は若い者がやるべきだ」という意見もかかれていた。

第2表 現在の（辞令にもとづいた）職名

	10	20人
課長	2	
課長補佐	2	
主幹	2	
係長	2	
社会教育主事		20
その他	2	

※兼務分含む

第3表 派遣されるまでの学校での職位

	10	20人
教頭	2	
教務主任		11
学年主任	2	
その他の主任		8
教諭	4	

事実上、一般派遣社会教育主事と社会体育指導者派遣社会教育主事の職務内容の区別がはっきりしていないこと（第1表、注）と同時に、以上の実態から当該教育委員会組織における派遣社会教育主事の位置づけの不明瞭さ、学校職員としてのキャリアの生かし方の未確立などが指摘できる。派遣社会教育主事を派遣する側の県教育委員会と服務監督権を有する当該町村教育委員会が派遣社会教育主事の役割について、意志の疎通を欠いていることがこうした問題を生起させる要因の一つであると思われる。県社会教育課へのインタビューや派遣社会教育主事に対する意識調査によれば、生涯学習事業の推進に関して、派遣社会教育主事に積極的な役割期待があることが感じられ、派遣社会教育主事自身もそれを認知しているのであるが、県教育委員会においても市町村教育委員会においても生涯学習推進体制は構築中の段階であり、当該町村教育委員会では生涯学習推進大綱の策定はなされても、その理解が関係者に必ずしもいきわたっていない状況なのである。このような生涯学習推進体制の未確立の状況が、当該町村教育委員会での派遣社会教育主事の位置づけの不明瞭さと「生涯学習と名のつくものなら何でもかんでもやらされる」（派遣社会教育主事の自由記述欄より）という役割期待に応えにくい状況につながっているともいえよう。

②現在担当している事業にみる派遣社会教育主事の役割

S県では、S県生涯学習推進本部を中心にして、各市町村における生涯学習推進体制の整備が図られ、特に平成元年から平成2年にかけて、市町村生涯学習推進費補助事業として各市町村における生涯学習推進大綱策定費に対して補助がなされた。これを受けて、各市町村では、生涯学習推進大綱が作成され、本調査実施の段階では、こうして策定された生涯学習推進大綱に基づいて、様々な事業が行われ始めている段階であった。

こうした事業への派遣社会教育主事の関与度を尋ねたところ、中心的に関与していると答えたものは全体の63%であり、一部関与したものを含めると89%の派

遣社会教育主事が関与しているという状況であった。このことから、多くの派遣社会教育主事が各町村の生涯学習大綱に基づいた事業に中心的存在として関与している事実をみることができる。調査時期の問題もあって、今回の調査結果には示し得なかったが、生涯学習大綱づくりの段階でも前任の派遣社会教育主事が中心となって関与したところが多く、学校教育、家庭教育、社会教育を水平的、垂直的に統合する視点から生涯学習大綱づくりをする際に、社会教育行政プロパーだけでは限界があるとともに、学校教員としてのキャリアが生かされたことを示していると思われる。

第4表に示すように、現在担当している事業は、多岐にわたっているが、多くの派遣社会教育主事が共通に担っているのは、生涯学習推進事業と青少年を対象としている事業である。仕事の内容が多岐にわたっているのは、他の市町村の社会教育主事と変わらないのであろうが、青少年を対象とした社会教育事業と生涯学習推進事業に学校教員としてのキャリアを生かせる可能性があることは事実であろう。自由記述欄には「児童生徒を別の角度からみることでよかった」等の記述もあり、文部省から指定された学校週5日制の調査協力校のある町の派遣社会教育主事は、休業日における児童生徒の学校外活動を単なる「受け皿」的発想で終わらせないような努力を精力的に行い、そうした協力が生涯学習の基盤づくりを目指す学校改善につながっていると校長から評価された例もあった。また、派遣社会教育主事の約9割（88%）が、派遣社会教育主事のキャリアが今後の学校教育における教育活動に役立つと考えており、その理由として一番多かったものが（16名）、青少年育成等を中心とした地域のコミュニケーションづくりに役立つという点であった。これは、青少年育成という学校と地域に共通する目標を媒介にした開かれた学校づくりにつながる視点であろう。

しかし、一方で、こうした青少年を対象にしている事業は別にして、生涯学習推進事業の中身については他の事業と重複する性質のものであり、生涯学習事業推進の体制が県においても当該町村においても十分に構築されていない状況のもとでは、この事業を推進することは派遣社会教育主事にとってたいへんな負担を背負うことになりかねない。

理想的には、学習者のニーズを踏まえ実際の生涯学習活動を援助する実践的コーディネーター的役割よりも、派遣社会教育主事がプロモーターとして、他の社会教育主事、社会教育課員の仕事を助成しながら、縦割りのと評される教育行政の溝を埋める役割を担っていくことが望ましい。すなわち、学習者のニーズを踏まえ、それと学習資源（学習の情報、学習施設、学習機会等）を効果的に調和させていく生涯学習の実践的な援助を果たすコーディネーターとしての役割も大切

であるが、社会教育の領域に学校教育の領域の人間が入り、その経験を生かすためには、それ以上に教育行政機関での生涯学習推進のプロモーター、あるいは各課での事業の総まとめ役としてのインテグレーター的作用のほうが重要ではないかと考えられるのである。

第4表 現在担当している事業

	10	20	30人
青少年を対象としている事業		(89%)	24
生涯学習推進事業		(85%)	23
成人を対象とする事業		(67%)	18
家庭教育学級に関する事業		(63%)	17
同和教育に関する事業			12
婦人を対象とする事業			11
社会体育に関する事業			10
芸術・文化に関する事業			8
高齢者を対象とする事業			7
文化財に関する事業			6
その他			4

生涯学習事業を推進するために、以上述べたような形で、コーディネーター的作用、プロモーター的作用、インテグレーター的作用を区分して捉えるのはあくまで理想論である。現実には小規模の町村に派遣されるという前提の下に、そのためのスタッフや予算の不足のために派遣社会教育主事は、生涯学習推進のプロモーターであり、インテグレーターであり、さらにコーディネーターであらざるをえないのであり、生涯学習と名のつくものは何でもやらされるという実態がある。

青少年を対象にした事業に関しては、学校週5日制の試行によって、土曜休業日における児童生徒の学校外活動への関与によって学校教員のキャリアを生かすことが可能である。しかし、生涯学習推進事業に学校教員のキャリアを生かすためには、各町村における教育委員会組織のなかでの派遣社会教育主事の位置づけをプロモーターとして、インテグレーターとして明確にしておく必要があるのではないだろうか。現実がどうであれ、学校教員のキャリアを生かすことを念頭に

入れた派遣社会教育主事の役割の明確化及びそれと連動した社会教育主事の役割の明確化は、今後、生涯学習を推進する上で重要な課題といえよう。

③学社連携についての認識

第5表に示すように、教員は派遣社会教育主事として様々な事業をこなすなかで、学社連携の必要性を強く認識するようであり、筆者らが以前、学校開放についての調査を行った時感じた学社連携に対する教員側の意識的な壁はある程度取り払われているように思えた（拙稿「学校開放と生涯学習体系—A市小・中学校における学校開放の調査から—」日本生涯教育学会年報第9号 1988年）。特に、その理由として第一にあげられているのは、「地域社会との連携で青少年の健全育成ができる」という理由であり、学校週5日制が試行されている現在、児童生徒の学校外活動を単なる「受け皿」的発想で終わらせないためにも、こうした教員としてのキャリアが生かされた認識は重要であり、それに基づいた派遣社会教育主事としての実践も期待できる。調査対象地域が異なるので単純な比較は難しいと思われるが、筆者らが行った一般教員に対する学校開放についての意識調査と比べると、派遣社会教育主事において「学校の機能開放を促進する」「体育施設以外に教室等を積極的に開放する」等の項目についての賛成意見が一般教員を圧倒的に上回っており、学校開放についての積極的な姿勢をみることができる。

第5表 学社連携の必要性についての認識とその理由

必要性を感じている 92%		4.1	4.1
強く (48%)	どちらかといえば (44%)	N. A.	
(その理由)		あまり感じていない	
		10	20人
地域社会との連携で青少年の健全育成が促進できるから		16	
地域の人々の生涯学習の促進につながるから		7	
指導者の相互交流が必要だから		5	
学校教育の活性化につながるから		2	
社会教育の活性化につながるから		1	
その他		1	

教員が社会教育主事をすることによって視野が広がり、ある程度の意識改革が

可能になるならば、その教員が主任や管理職として学校に戻った時、学校が開かれていく基盤となっていくことが期待できるものと思われる。こうした教員の意識改革は、派遣社会教育主事の本来の趣旨からいえば副産物的要素といえよう。しかし、S県のように、将来、学校の管理職として適格である教員を派遣社会教育主事として採用するという任用プロセスは、開かれた学校をつくるために、また、様々な面で生涯学習活動の基盤となりうる学校をつくるために積極的に評価することができる。

④自由記述にみる派遣社会教育主事の課題

調査結果から注目すべきもう一つの点は、派遣社会教育主事が以上述べたような仕事をかなり苦心して行っているということである。第6表は、生涯学習大綱に基づいた事業を行う際に感じられた問題点についての自由記述の内容をまとめたもの（重複する意見も含む）であり、また、第7表は、派遣社会教育主事の悩みについての自由記述のまとめである。第6表には、生涯学習大綱そのものの問題点が指摘されている。「町民のニーズが捉えにくい」という意見は、これまでの社会教育事業を実施した場合の社会教育関係職員の意見と共通する意見であるが、「生涯学習」と銘打った時、その「的が絞りにくい」ことは、これまでの社会教育事業を統合していく際の本質的な問題点といえよう。

第6表 生涯学習大綱に基づいた事業を行う際に
感じられた問題点（自由記述のまとめ）

生涯学習大綱そのものの問題点（上位3つ）	
・町民のニーズを捉えにくい	6人
・大綱の見直しが必要である	4人
・大綱の的が絞りにくい	4人
生涯学習大綱実施にかかわる問題点（上位3つ）	
・各課の連携が不十分である	6人
・協力してくれる人がいない	4人
・予算が不足している	3人

一方、前述したように、有効回答27名中約半分の派遣社会教育主事は、課制をひいていない教育委員会事務局に派遣され、辞令に基づいた職名も社会教育主事が一番多いものの、課長、課長補佐、主幹、係長と様々である。そのなかで派遣

社会教育主事は、「人間関係で苦勞」し、「各課（係）の連携協力の十分でない」ことを痛感している。また、「教員の時以上に多忙である」という自由記述欄の具体的意見に示されるように、多様、多量で機能分担が不明確である社会教育主事の仕事の難しさを実感しているのである。3年間という派遣期間の限定のもとで、こうした戸惑いや多忙感が派遣社会教育主事の独自性を失わせてしまう危険性も孕んでいるといえよう。

第7表 派遣社会教育主事としての悩み（自由記述のまとめ）

教育委員会の体制についての悩み（上位3つ）	
・ 行政全体での連携が不十分である	4人
・ 担当者が少ない	3人
・ 協力してくれる人が少ない	3人
職務内容についての悩み（上位3つ）	
・ 担当する分野が多すぎる	7人
・ 日、祭日、夜間業務が多い	4人
・ 上司に意見をいいにくい	3人

Ⅲ生涯学習事業活動における派遣社会教育主事の役割の重要性

派遣社会教育主事については、国庫補助制度が実施される段階で、すでに市町村独自で（社会教育主事を）養成すべきことの重要性の指摘があった。しかし、社会教育主事の設置率が高くなった今日においても、社会教育主事が行わされる仕事は一層多様、多量になっており、社会教育主事の専門性は確立し得ていない状況である。とりわけ、1986（昭和61）年の社会教育審議会成人教育分科会の報告では、今後生涯学習社会への移行を見通して必要とされる社会教育主事の資質・能力として第一義に取り上げられたのは、社会教育活動の企画、実施にかかわる「行政役割」であり、それはまさに生涯学習体系への移行に向けて、学校教育、社会教育、家庭教育統合の必要条件といえる。それは、一般職員的な扱いしか受けていない市町村の社会教育主事だけでは、現実問題としてそれを果たしていくことは困難ではないと思われる。

その点、教員としてすでに実績を積み、自らも生涯学習の推進役としての役割

を強く認識している派遣社会教育主事との協力において、社会教育活動（さらにいえば生涯学習活動）の企画、実施にかかわる「行政役割」を果たしうるのはないだろうか。縦割り行政といわれる教育行政の実態のなかで、学社連携のパイプ役として活躍している派遣社会教育主事は多い。特に、生涯学習社会への移行の条件として、まず、学校が家庭、地域に開かれた存在になることが必要であるとみる立場からいえば、S県のように今後学校の幹部教員となっていくであろう派遣社会教育主事が、いろいろな点で「学校そのものを外から見ることができた」と派遣社会教育主事の仕事を評価している点は留意すべきであろう。派遣社会教育主事が学校に戻った後において、学社連携のパイプ役として、行政側がその人材を積極的に活用していくことが望まれる。

今回の調査は、S県という限定された地域での事例調査であり、対象とした事例の数からいっても今回の調査結果からの考察には一定の制約がつく。また、生涯学習事業を積極的に推進していかなばならない役割をもっているこれまでの社会教育行政や生涯学習推進本部などの組織がいまだ確立されていないという状況下で、派遣社会教育主事の役割を生涯学習推進事業とのかわり方で捉え直しているようにする本稿の意図は、派遣社会教育主事が本来果たすべきとされる社会教育推進のための指導・助言などの役割との関係、さらには地方自治法に規定する派遣制度との関連を部分的にしか考察していないという側面ももっていると思われる。こうした問題は、意識調査の項目のなかでは考慮しているが、紙数の関係で十分示し得なかった点でもある。

ただ、今日の派遣社会教育主事の実態と役割をみる視点として、生涯学習推進事業との関連で捉えるという点は、必ずしも偏った見方とはいえないと考えている。現実の問題として、地方公共団体の脆弱な財政基盤は今後とも大きな改善の期待はできないこと、それに伴った社会教育（あるいは生涯学習）推進のための体制（スタッフ、施設等）についても急激な改善は期待できない点が予想されるなかで、生涯学習への要求あるいは学校週5日制などをきっかけとした学社連携への要求は日増しに強くなっているのである。また、児童生徒数が減少し、学校教員が余ってきているという状況のなかで、学校教員のキャリアをこうした現実や要求にあわせて積極的に活用していくことが必要ではないだろうか。

今後の課題として、派遣社会教育主事を経験した教員のその後のキャリアと意識の変化を追跡調査すること及び派遣社会教育主事を受け入れる側の当該町村教育委員会のスタッフの意見を聴取することを考えている。

（注1）

日本生涯教育学会年報の生涯教育文献目録によれば、社会教育主事についての

論文は幾つか散見できるが、派遣社会教育主事についてのそれをみつけることはできなかった。なお、昭和57年に文部省の研究委嘱事業として、派遣社会教育主事についての研究報告書が、以下の教育委員会からそれぞれ報告されている。

香川県教育委員会「派遣社会教育主事の役割等に関する調査研究」

昭和57年12月

奈良県教育委員会「 同上 」昭和57年

広島県教育委員会教育部社会教育課「 同上 」

昭和57年3月

鹿児島県教育委員会「 同上 」

昭和58年1月

なお、本調査項目を作成するにあたり、千葉県総合教育センター「学校教育と社会教育の連携に関する社会教育関係職員の意識についての調査」(平成2年3月)における調査項目を参考にさせていただいたこと、及び派遣社会教育主事の池谷久治先生に具体的な御指導をいただいたことを付言しておく。

(注2)

この調査結果をもとにした派遣社会教育主事の役割について、拙稿「派遣社会教育主事と生涯学習事業活動―派遣社会教育主事の実態・本音から―」(全日本社会教育連合会『社会教育 1993.4』)において提言しているので、御参照願いたい。

(注3)

富士貴志夫は、国庫負担による派遣社会教育主事制度が実施されてから数年後の福井県における実態調査から、派遣社会教育主事制度が、大学における養成制度と社会教育主事職との関連の欠如の問題の解決や市町村教育委員会における任用制度の未確立の問題の解決とは逆行する形で実施されていることを指摘している。

富士貴志夫「派遣社会教育主事に関する実証的研究」『日本の社会教育第23号』

昭和54年 東洋館出版社

(注4)

地方自治法252条の17の規定は、昭和31年の法改正により新設されたもので、普通地方公共団体相互間の事務処理の能率化、合理化に資するため、一普通地方公共団体が他の普通地方公共団体の求めに応じて行う職員の派遣の手続きを定めるとともに、その場合における派遣される職員の身分取り扱い等を定めるものである。

なお、この規定によれば、給与等はその派遣を受けた普通地方公共団体が負担することになっているが、昭和49年度の派遣社会教育主事給与国庫補助制度以後、その対象となる派遣社会教育主事の給与等はこの規定によらない。本稿で、調査の対象にした一般派遣社会教育主事と社会体育指導者派遣社会教育主事の場合がそれにあたる。

長野士郎「逐条地方自治法」 昭和40年 学陽書房

園部逸夫・田中館照橘「セミナー地方自治法」 昭和51年 ギョウセイ 参照
(注5)

このうち、一般派遣社会教育主事は、「社会教育指導事業交付金要綱」によれば、派遣「社会教育主事」のことであり、社会体育指導者派遣社会教育主事は、派遣「社会体育指導者」のことであるが、普通、前者を一般派遣、後者をスポーツ担当派遣と呼んでいる。

今回、調査対象としなかったS県の人材派遣社会教育主事の職務内容は、一般派遣とスポーツ担当派遣を併せたものとして原則的に考えられている。